

## 第 10 回

### 檜山北部3町合併協議会会議録

日 時 平成16年10月22日（金）13時30分

場 所 大成町町民センター

第10回檜山北部3町合併協議会会議次第

平成16年10月22日（金） 13:30～16:40 場所：大成町町民センター

1. 会議録署名委員の指名について
2. 報告第 1号 新町名候補選定小委員会経過報告について
3. 報告第 2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について
4. 協議第 2号 合併の期日について（継続協議）
5. 協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて（継続協議）
6. 協議第21-1号 商工観光関係事業の取扱いについて
7. 協議第21-2号 都市計画・建設事業の取扱いについて
8. 協議第21-3号 上下水道事業の取扱いについて
9. 協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについて
10. 協議第21-17号 その他の事務事業の取扱いについて

○出席委員

大成町

副会長	花田千賀志	委員	高畑 實	委員	大野忠勝
委員	奥村喜美男	”	成田直彦	”	濱口敬子

瀬棚町

副会長	平田泰雄	委員	柳田 眞	委員	濱口勝利
”	桜井明雄	”	用名要一	”	新保静夫
”	工藤芳江				

北檜山町

会長	内田東一	委員	斎藤洋一郎	委員	酒井誠一
委員	真柄克紀	”	中山修身	”	石川文枝
”	中島勝則				

○第8条第2項委員

檜山支庁 小田千秋

○説明員

産業建設部会 部会長 沖崎 継世 副部会長 堂 端 重雄

○幹 事

幹 事 長 福 島 一 臣 副幹事長 小 林 義 悦 幹 事 越 野 邦 夫

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕  
書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

## 開 会

(午後1時30分)

### (道高事務局長)

皆さん、きょうは大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。  
ただいまから第10回目の檜山北部3町合併協議会を開催いたしたいと思います。

### 会長あいさつ

#### (道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長より一言ごあいさつを申し上げます。

#### (内田会長)

どうも皆さん、こんにちは。きょうはそれこそ大変お忙しいところを、本日の第10回の協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。会議もちょうど10回目を迎えるわけでございます。いよいよ合併協議会も終盤に入ったというような気がするわけですが、それぞれ貴重な皆さん方のご意見をいただきながら、いろいろな意見の中から3町が一つになって今日まで経緯をしてきたわけでございます。あともう一息だという感じでございます。どうかひとつ、これからも皆さん方の特段のご理解、ご協力、そしてまたご意見をちょうだいしながら、本当にこの合併はよかったと言われるような、町民の皆さん方に信頼されるような、そうした合併であることを願いながら、本日の会議に臨んでいただきたいというふうに思うわけでございます。

本日、案件につきましては1号から10号までございます。どうかひとつ、皆さん方のご意見をいただきたいと思っております。よろしくどうぞ、お願いいたします。

#### (道高事務局長)

それでは、これから会議に入ります。

初めに、規約第10条第1項によりまして会議の成立には過半数の出席が必要となっております。本日の出席委員は21名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは、規約第10条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることになっております。よろしくお願いいたします。

#### (内田会長)

それでは、これより本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

## 会議録署名委員の指名

### (内田会長)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議運営規程第12条第2項の規定によって、中島勝則委員と小田千秋委員を指名いたします。

続いて、付議事件の報告を事務局からいたさせます。

### (道高事務局長)

それでは、本日、議事日程をお手元に差し上げてございますが、その2ページ目でございます。

第10回檜山北部3町合併協議会付議事件報告。

1、会長から報告及び提案があった事件は次のとおりである。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について。

協議第2号 合併の期日について。これは継続協議でございます。

協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて。これも継続協議でございます。

協議第21-1号 商工観光関係事業の取扱いについて。

協議第21-2号 都市計画・建設事業の取扱いについて。

協議第21-3号 上下水道事業の取扱いについて。

協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについて。

協議第21-17号 その他事務事業の取扱いについて。

以上のとおり報告する。

平成16年10月22日、檜山北部3町合併協議会議長、内田東一。

以上でございます。

## 報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について

### (内田会長)

続きまして日程第2、報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告についてを議題といたします。

事務局から、報告第1号の議案について朗読をいたさせます。

### (道高事務局長)

それでは、議案の1ページ目でございます。

報告第1号 新町名候補選定小委員会経過報告について。

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月22日、檜山北部3町合併協議会会長。  
以上でございます。

**(内田会長)**

続きまして、新町名候補選定小委員会委員長の花田副会長より、第3回新町名候補選定小委員会の経過について報告をしていただきます。

**(花田委員長)**

それでは、平成16年10月8日に開催いたしました第3回新町名候補選定小委員会において協議されました経過内容につきまして、お手元の議案の3ページによりましてご報告を申し上げたいと存じます。

まず、開催日時についてでございますが、平成16年10月8日の第9回合併協議会終了後の午後2時40分から午後3時10分までの30分間でございますが、北檜山町農村環境改善センターにおきまして、出席委員10名によりまして協議を行ったところでございます。

協議内容でございますが、継続協議となっておりました郡の所属の取扱いについてを議題といたしまして協議を行いました。

まず、私から新町の名称が平仮名で「せたな町」と決定したことを踏まえまして、郡の所属については、「瀬棚郡」とするのか「久遠郡」とするのか、あるいはまた新たな郡名を設けるのか、このいずれか一つを選択することに対しまして各委員のご意見を伺ったわけでございますが、最終的には、新町の名称が決定したばかりのことから各町の検討時間が十分必要である、との意見によりまして継続協議とすることとして、次回の小委員会を早期に開催することを確認して協議を終了したところであります。

以上のとおり、第3回目の新町名候補選定小委員会で協議された経過についての報告を終わらせていただきます。

**(内田会長)**

ただいま花田委員長より協議の内容について経過報告をしていただきましたが、報告事項について何か、皆さん方からご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

報告の内容について、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

ご意見がないようですので、報告第1号については、委員長報告を了承いたしたいと存じます。

## 報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について

(内田会長)

続いて日程第3、報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告についてを議題といたします。  
事務局から、報告第2号の議案について朗読をいただきます。

(道高事務局長)

4ページ目でございます。

報告第2号 新町建設計画策定小委員会経過報告について。

新町建設計画策定小委員会委員長から、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月22日、檜山北部3町合併協議会会長。

経過報告につきましては、きょう皆様の机の上に配付しております計画書によりまして、これから説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(内田会長)

続いて、新町建設計画策定小委員会委員長の平田副会長より、第4回新町建設計画策定小委員会の経過について報告をしていただきたいと思います。

(平田委員長)

第4回の新町建設計画策定小委員会において協議されました内容につきましてご報告を申し上げたいと思っております。

協議いたしました経過内容につきましては、報告書の2枚目、小委員会経過報告書によりまして報告させていただきます。

協議いたしました事項の一つ目は、「新町まちづくりプランの策定について」であります。最初に新町における医療施策についての協議を行いました。この関係につきましては、第7回の協議会で口頭により報告したところでありますが、今回、この件につきましては、再度確認を含めて協議を行いました。小委員会としては、新町における最重要課題の一つであるということを踏まえて、特にこの点について「新町における医療施策の構想について」として、医療体制の方策の一つとして新町まちづくりプラン案策定における附帯意見として報告させていただくことにしたものであります。附帯意見の概要につきましては、事務局から説明をいただきます。

2点目にまちづくりプラン基本施策に係る主要事業の修正、3点目はまちづくりプラン案の本文中の修正、4点目はまちづくりプラン案の第8章「財政計画」の策定について協議を行いました。

それぞれ修正した点及び財政計画の概要については事務局から説明いただきますが、小委員会としては原案について決定したところでございます。

次に、「新町まちづくりプランのダイジェスト版の作成」について協議を行いました。

11月中旬に発行ができるように、新町まちづくりプランと並行して作業を行うことにしているところでございます。内容につきまして、この点につきまして事務局から説明いたさせます。

次に、新町まちづくりプラン（新町建設計画）案を協議会に報告するという点について確認を行っております。

平成16年5月14日に開催の第3回協議会で、当小委員会に付託されました新町まちづくりプラン（新町建設計画）案の策定について、これまでに小委員会を4回開催いたしまして、精力的に協議を行い、小委員会として別冊のとおり新町まちづくりプラン案を協議会に報告していくことを確認をいたしましたので、別冊のとおり協議会へ報告させていただきます。

報告する書類につきましては、「せたな町新町まちづくりプラン（新町建設計画）案」と「新町まちづくりプラン策定における附帯意見」「新町まちづくりプラン基本施策に係る主要事業」の3冊でございます。

なお、北海道との協議の段階で字句などの軽微な修正が出てまいりました場合には、町長会議に諮り、これを修正させていただきたいと思っておりますので、この点についてもご了承をお願いしたいと思います。

以上、第4回新町建設計画策定小委員会において協議いたしました経過の報告と、当小委員会に付託されました新町まちづくりプラン（新町建設計画）案の策定について、その結果の報告をいたします。それぞれの内容につきましては、事務局から説明いたさせます。

以上でございます。

#### （内田会長）

それでは続きまして、駒谷次長から資料の説明をいたさせます。

#### （駒谷事務局次長）

第4回新町建設計画策定小委員会におきまして協議されました内容につきまして、事務局よりご説明いたします。ただいま委員長から報告されましたこの冊子の資料によりまして、ご報告させていただきます。

協議内容の1の新町まちづくりプランの策定についての1点目、新町における医療施策についてでございます。この資料の中ほど、ページが打ってございませぬけれども、20ページの次、「新町における医療施策について」という資料でございます。確認できますでしょうか。

これの1枚めくっていただきまして、「新町における医療施策の構想について」でございます。

初めに、この医療施策について検討を行った必要性などを示してございます。

資料の関係は、議案ではなくて、本日、机の方にお配りさせていただいております小委員会の報告書の中の資料でございます。

#### （内田会長）

ただいまお配りした、こういう冊子でございます。

**(駒谷事務局次長)**

それでは、資料の訂正をさせていただきます。わかりにくくて申しわけありません。

それでは、「新町まちづくりプラン策定における附帯意見」の方でご説明をさせていただきます。

まず、「はじめに」ということでございまして、この検討を行った経緯などを示しておりますので、これを読ませていただきます。

当地域の医療は、北渡島檜山地域保健医療福祉圏域にあり、3町が合併することにより、対象人口が約1万1,000人となる。

圏域の地域センター病院の八雲総合病院までは、高規格道路網の整備や交通機関も十分整備されていないことから、車で1時間以上の時間を要し、また、3次医療の函館市までは3時間の時間を要するなど、地域住民から檜山北部地区に地域センター病院に準ずる医療機関の設置が求められていた。また、今般の合併協議にあたっての住民アンケート調査においても、新町の重要施策として医療環境の充実を求める意見が第1位であった。

このことを踏まえ、檜山北部3町合併協議会の新町建設計画検討小委員会において、医療体制の充実を最重要課題として検討いたしました。

その検討内容を次のとおり報告します、ということで、1としまして「新町の医療体制について」でございます。

合併構成町の医療の現状につきましては、医療機関相互の連携は十分といえない状況であります。また、町立病院の経営は慢性的な赤字体質で、経営の効率化と良質な医療の確保策が求められているところであります。そのためには、現行の医療を単に継続することなく、合併を契機に現有の医療資源の改善を図るとともに、公的医療機関と民間の医療機関が相互に密接な連携のもとに、診療内容の分担や高度な医療機器の共同利用、電子カルテ化、あるいは、代替当直医師の相互派遣など、実情に応じ機能させ、住民のニーズに応える医療体制を目指す必要がある。

その「具体的な方策」としまして、①「主幹病院」でございます。

新町に準総合的医療を行う主幹病院を1カ所設置することが必要と考える。これには北檜山町国保病院の改築整備が考えられる。

しかし、改築整備には多額の事業費がかかり、将来的な経営も潤沢に推移できる見極めが立ちにくい状況が予想される。

特に医療法に基づく改築拡充整備後の医師基準数は、現有の2倍以上となり医師確保は極めて困難である。

かかる情勢から、現有で人工透析治療などの高度医療や療養型病床、リハビリ機能などが充実している道南ロイヤル病院の外来診療体制の充実や手術室の拡張等一層の機能拡充を図り、主幹病院としての役割を担ってもらうことが最善と考える、としているものでございます。

②は、「サテライト医療機関」でございます。

老朽化が進んでいる大成町と北檜山町の国保病院について、当面病院として継続し、瀬棚町国保

診療所とともに予防医療に重点を置き、主幹病院のサテライトとし公立の診療所とする。

③は、「救急医療体制」でございます。

救急医療で専門性が必要な医療は、20～30%といわれている。自己完結するためには専門医と多くの設備など、莫大な費用が必要となることから、脳外科や緊急の開腹手術ができるインフラを整備することは、現実的ではない。

しかし、救急医療体制は消防体制と同様に、出動しなくても常に万一に対応できるよう整備しておく必要がある。費用効果率を考え1カ所に集約し、整備する必要がある。主幹病院に夜間、休日も含めた24時間受け入れ可能な救急外来、病棟の整備をし、急患対応を行う。ただし、大成町については地理的条件を考慮し、時間外救急患者の対応を行えるようにする。

当直の医師は、主幹病院の医師とサテライトの診療所の医師との連携のもとに行い、地域全体の救急を受ける体制とする。

病状に応じては2次、3次医療圏への搬送が必要になる。そのためにも、救命救急士の育成や搬送自動車の整備が必要である。

④は、「整形外科の充実」の関係でございます。

1次産業従事者や高齢者の多い地域柄の整形外科分野の患者が増加していることから、主幹病院に整形外科の専門医を配置し、骨折の整復などの手術や外傷に対応できるようにする。

⑤は、「在宅医療」でございます。

当地域は、寒冷、積雪といった気候条件や核家族化の進行により、施設依存度が高い。

在宅医療を推進し、医療費を削減するためには、保健福祉分野との連携のもとに、往診をはじめとし、医師の処方、指示のもとに訪問看護やホームヘルパーの派遣、在宅リハビリなどを一層推進する必要がある。

さらに、在宅医療を円滑に運営するためには、中間施設の整備と既存施設の有効活用が大事である。特に、国保病院の診療所化による入院ベッド数の減に対応するために介護老人保健施設やグループホームの整備が必要である。

⑥は、「医療と保健、福祉、教育の連携」でございます。

合併は社会資源を一元化してスリム化し、経費を節減することが主目的である。少ない社会資源を有効に運用していくために、保健、医療、福祉、教育部門の連携は欠かせない。地域の健康、労働力を確保していくために、「高齢になっても元気で働ける地域」を目指し、健康増進、健康診断、地域リハビリ、健康教育を充実させ、医療費を削減する体制にすることを最終目的とする。

次に、2としまして「新町において検討すべき課題」でございます。

①は、北檜山・大成両国保病院の診療所移行に伴う運営内容や職員の身分上の問題について。

二つ目は、公と民の医療機関の業務連携について。

三つ目は、主幹病院（民間）への財政支援策について。

四つ目は、医師、コメディカルスタッフの確保について。

五つ目は、予防医療、保健活動の推進について。

六つ目は、保健、医療、福祉施設関係職員の研修について。

七つ目としまして、医師、医療職員等の給与の適正化について。

⑧で、その他。

最後に、3の「むすびに」でございますが、以上、新町における医療施策について、現状の分析から将来に向かっての構想について提案いたします。

なお、地方における医療のあり方は、地方自治体の最大の課題であります。2の「新町において検討すべき課題」として挙げました内容も含め、新町において「医療対策協議会」等を設置し、十分検討されることを申し添え、新町建設計画策定小委員会の報告といたします、としております。

その次からの参考資料につきましては、3町の公的医療機関の状況の資料でございます。

報告の1点目の医療施策については、以上でございます。

続けて、次の方をご説明させていただきます。

報告2点目の、まちづくりプラン案の基本施策に係る主要事業の修正についてでございます。先ほどの小委員会の報告書の方にお戻りいただきたいと思っております。これの4ページからでございます。

この事業の修正及び追加いたしました部分につきましては、5ページから11ページまででございます。網掛けをした部分でございます。そして、5ページでは、この修正を行った結果の事業費総額の集計表で、総額で2億1,510万円の増額となっているわけでございます。記載の額の変更はございません。

ここまでが報告2点目の、主要事業の修正についてでございます。

次に、3点目のまちづくりプラン案の本文の修正についてでございます。この報告書の12ページからでございます。

1ページめくっていただきまして13ページからになりますが、「地域別整備の方針」でございます。ここは、まちづくりプランの34ページからということになるわけでございます。この関係につきましては、新町における整備の方針を定めるものでございます。

方針としまして、檜山北部の中心的な役割を担う新町としての地域別整備については、現状の土地利用や地域が持つ特性・可能性を大切にしながら土地利用の基本方針及び将来像実現のための基本施策により進めていきます、ということをごさいます。方針の構成といたしましては、「全地域の方針」としまして「保健・医療・福祉施策」「道路施策」「観光施策」という項目立てをさせていただきます。

「保健・医療・福祉施策」につきましては、前段でご報告いたしました、先ほどの附帯意見の関係の内容をここに記載しているものでございます。

次に、「道路施策」につきましては、地域の一体化、活性化、広域的交流の一層の推進や、安全性の向上と交流、ネットワーク化の強化のために、国道・道道の早期開通整備を積極的に推進していく。また、町道の整備・改良などを積極的に推進する、とするものでございます。

「観光施策」につきましては、現在、3町が有している観光資源・施設を有効に活用したネットワーク化を図り、開発道路北檜山大成線の開通に伴った観光ルートの整備など、新たな観光資源の開発・整備を推進する、とするものでございます。

次に、14ページからになっているわけでございますが、地域別整備の方針としまして、それぞれ

大成区、瀬棚区、北檜山区という形で整備方針を記載しているものがございます。

大成区は、地域の基幹産業である水産業については、漁業資源の適切な管理と活用を図り水産業の振興を促進するため、水産資源種苗生産事業の推進、魚類育成施設整備、増養殖事業の推進、魚礁等水産基盤の整備などを積極的に進めるとともに、水産業の生産拠点となる漁港の整備と自然災害から集落の安全を図るため、海岸保全の整備を推進します。

農業については、地域の特性を活かした地域振興作物定着促進事業を推進します。

市街地区については、上浦・都区間幹線整備の促進、下水道・上水道の整備、小学校改修など生活基盤の整備促進や既存施設の有効利用により、住民の日常生活に必要な身近なサービス機能の充実を図り、地域の拠点として整備を推進します。

地域医療の初期拠点として内科診療所化を位置づけ、医療供給の安心・安全の確保を推進します、というものでございます。

次に、瀬棚区でございます。

瀬棚区は、檜山北部の玄関口として奥尻航路を有する観光の要所であり、その拠点となる地方港湾ではマリンタウンプロジェクトの指定のもと、地域の基幹産業のひとつである水産業の振興として「つくり、育て、売る」漁業を核に、静穏海域での大規模な増養殖事業を積極的に推進するとともに、日本初の洋上風力発電施設を建設、さらにその優れた環境は民間による大型風力発電施設の建設に結びつくなど、地域資源を活かした取り組みを進めます。

農林業については、有機農業特区の認定による有機農業の推進を柱に、地域産業と教育が融合した新たな地域ブランドの創出を図ります。教育の森の利用促進と日本一高い茂津多岬灯台への観光客の誘引を図るため、林道の舗装整備を推進します。

診療所を中心に保健センターなどと連携した予防医療の必要性を認識し、一層の保健・医療・福祉の一体的な連携を図るため、痴呆性高齢者グループホームの整備と高齢者対策のための介護老人保健施設の整備、老人ホーム改修整備を進めます。

さらに、市街地の街路灯整備、公共下水道事業及び農漁村地域の合併浄化槽事業を推進します。

次に、北檜山区でございます。

北檜山区は、新町における中心市街地として都市計画マスタープランを作成しながら中心市街地整備事業を行うとともに、商工・観光産業の振興を図ります。また、温泉を活用した足湯施設、幼児から高齢者まで利用できる健康増進型温水プール等を整備し、高齢者・福祉社会に対応した整備を推進します。

基幹産業である農林畜産業については、整備された優良農地の保全及び有効利用、農業基盤整備、農道の整備など農業生産基盤の一層の充実と地区集落の衛生環境整備を推進し、魅力ある農業づくりを進めます。

教育については、幼保一元化を目指すとともに、小・中学校等を整備し、教育・文化の環境の整備を推進します。

さらに、住民の生命財産を守るため、消防施設、防災行政無線を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。

以上が、3点目のまちづくりプラン案の本文の修正された部分でございます。

次に、4点目のまちづくりプラン案の第8章「財政計画の策定」についてでございます。この報告書の16ページからでございます。内容につきましては、18ページをお開き願います。このページからは、まちづくりプランの64ページからということになっております。

まず初めに、財政計画を策定する上での「前提要件」を示しております、合併後10年間の推計する、としているものでございます。

(1)では「歳入」の推計の仕方について示しておりますし、次のページの(2)では「歳出」の推計について示しております。一番下の(3)につきまして「基金の造成」でございますが、合併特例債を活用した基金を造成する、とするものでございます。

以上のことを条件としまして作成いたしました財政計画が、次の20ページの表になるわけでございます。

この20ページの内容についてでございますが、お手元の資料の一番後ろの方に、5ページ、5枚の資料がついているわけでございます。檜山北部3町新町まちづくりプランの「財政計画策定資料検討原案」という資料になってございます。

めくっていただきますと、1ページ目は財政推計の考え方を示してございます。

2ページ目は、議案の20ページ、まちづくりプランに掲載しました内容でございます。

3ページ目は、主要事業の集計表になってございます。この事業費を建設事業費として使っているわけでございます。

それから、4、5ページ目でございますが、この案を考え方としまして財政推計を行ったものが4、5ページの3.新町財政推計、A3の長い表でございまして、茶色のものでございます。ここでお断りを申し上げますが、傍聴されている方々の資料には、この4、5ページ目がついていないと思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

この財政推計の関係でございますが、これは平成17年度から平成32年度までの16年間でここで推計しているものでございます。これにつきましては、合併後10年間は、旧町があったものと見なし、て交付税が算定される期間の交付税算定特例の期間、その後の5年間は、段階的に特例を減じていく期間、その後、16年目からは一つの町としての普通交付税が算定されることとなりますので、それまでの期間をここで推計しているものでございます。この算定に当たりましては、基本的に16年度の決算見込みの数字を基礎として行っているものでございます。

それでは、4ページの方からご説明させていただきます。この4ページにつきましては、人口の推計と収入の推計でございます。

収入の内容でございますが、主なものについてご説明させていただきます。

1の地方税の関係、収入の1番目でございますが、地方税の町民税につきましては、人口推計をもとに推計しておりますし、法人税、固定資産税、その他の税につきましては、16年度数値を横ばいで推計してございます。

それから飛びまして、次に中ほどにあります9番目、地方交付税の関係でございますが、普通交付税は16年度の額から10年間で3割削減されるものと想定して、段階的に減額しております。その

後の5年間でまた1割削減の想定をしております。したがって、この15年間で4割の交付税の削減を想定しているわけでございます。

ここで、交付税の中の(4)「合併直後の臨時的経費」分として、総額2億円を5年間で交付されることを見込んでおります。

次の特別交付税につきましては、16年度を基準に推計してございます。それに加えて、新たな交付税措置ということで、合併に伴って交付されると見込んでおります総額6億3,000万円が3年間で交付されることを見込んでおります。

次に、飛びまして14番目の国庫支出金の関係でございます。(2)では「合併補助金」ということで、これも合併に伴って交付されるというもので、総額2億1,000万円が3年間で交付されることを見込んでいるわけでございます。

次に、歳入の一番下の方でございますが、22番目の地方債につきましては、各年度の投資的経費に一定の割合を掛けまして推計しております。ここで一番下の行でございますけれども、「合併特例債基金分」としまして、20年度から22年度までの3カ年で合計14億4,000万円の特別債を見込んでおります。この特別債を活用して基金を造成する、というものでございます。

以上が、歳入の主な内容の関係でございます。

次に、5ページ目の方の歳出の関係でございます。

主なものをご説明させていただきますが、一番上の1番目、人件費につきましては、16年度数値をもとにしまして、合併に伴って段階的に削減し、退職者を不補充として推計しているものでございます。この人件費の中には、特別職、議員、各種委員なども含まれているわけでございます。

次に、2番目の物件費につきましては、合併に伴うスケールメリットや重複する事務事業の是正効果を見込みまして、合併後段階的に削減する推計をしております。ただし、合併直後の3年間ににつきましては、合併に伴って臨時的な経費を見込んでいるわけでございます。

次に、6番目になりますけれども、公債費の関係につきましては、3町で既に発行している起債の償還、それと合併後に発行する起債の償還分を推計しているわけでございます。

次に、9番目の積立金の関係の(2)「合併特例債基金」の関係でございます。先ほど申し上げましたように、20年度から22年度までの3カ年で合併特例債を活用して、総額15億2,000万円の基金を積み立てる推計をしております。ここで、先ほどの起債の14億とここで積み立てる15億の数字が違うわけでございますが、起債額につきましては、積み立てる額の95%を見込みまして14億4,000万円というふうになるわけでございます。

次に、10番目の投資的経費の関係でございますが、主要事業集計におきまして計画した事業費総額160億5,440万円を、平均に配分して推計しているものでございます。ただし、17年度につきましては、年度途中の合併であることを想定しまして、一定額の10億円で推計し、残った金額を9年間で平均に配分して推計しました。なお、事業の実施に当たりましては、国・道の補助の採択の関係、さらには新町の町長の政策によってまた実施していくものでもございますので、事業費を均一に配分、案分させていただいたところでございます。

以上が、歳入と歳出の推計の内容でございます。これを差し引きしたものが下の表の上段でござ

いまして、歳入引く歳出という形になっているかと思いますが、17年度から19年度までは差し引きゼロとなっておりますが、これは基金から繰り入れして収支の均衡を保っているという関係からこのような推計になっているわけですが、実際のそれぞれの年度の決算の段階では、決算による不用額の発生があるわけですが、これが予算の総額規模から推計しますと、5,000万～1億ほどの決算による不用額繰り越しが見込まれるところですが、20年度から25年度までは記載のとおり黒字となる推計でございまして、26年度からはゼロ、ここでは起債の償還がふえてくる関係からのものですが、

次に、一番下の「基金残高」の欄でございまして、ここでの基金は、特定目的基金を除くものでございまして、財政調整基金、減債基金、それと合併特例債を活用して造成していく基金を言っているものでございます。基金の増減の関係につきましては、それぞれの年度の黒字の場合は、その2分の1を積み立てしてまいります。歳入が不足する場合は、ここから繰り出しをすることで収支の均衡を保つということで、これの出し入れを行っていった場合の推計が、記載のとおりでございまして、合併から10年後の26年度には21億4,000万円、15年後の32年度には18億4,100万円と推計しております。20年度からは合併特例債を活用した基金の造成がありますので、ここから基金残高が大きくなっているものでございます。

以上が、歳入・歳出及び基金についての内容でございます。この内容の17年度から26年度までの10年間を、まちづくりプランに載せていくものでございます。

ここまでの第4回建設計画策定小委員会において協議されました協議内容の1でございまして、

今回、ご報告いたしました第4回委員会での協議、それと第1回から第3回までの小委員会での協議を踏まえまして策定したものが、お手元にお配りしております新町まちづくりプラン（新町建設計画）案及び新町まちづくりプラン案策定における附帯意見、それとまちづくりプランの基本施策に係る主要事業でございます。これを、先ほど委員長が申し上げたとおり、ご報告させていただくものでございます。

次に、協議内容の2のダイジェスト版の策定の関係につきましては、小板橋書記の方からご説明をいたします。

#### **（小板橋事務局書記）**

協議内容2の「新町まちづくりダイジェスト版の作成」についてご説明いたします。

このような冊子がお手元に配付されているかと思いますが、これによって説明させていただきます。

このダイジェスト版は、本日報告させていただきました新町まちづくりプランをもとに、ダイジェスト版の作成作業を進めているところでございます。これは、先日の建設小委員会でご協議いただきましたものに、文章の校正やレイアウトの変更、イラストの挿入等をさせていただきましたものでございます。この案についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目をお開き願います。

この白い部分がありますけれども、ここには3町のマップをイラストで表現していきたいと考えております。これについては現在、作成中でございます。

その右側の2ページ、ここにはまちづくりプランの3～5ページに載っております「合併の必要性」を掲載しております。

続きまして、3、4ページをお願いいたします。

ここには、プランの7～9ページ、「3町の概要」が掲載されております。右側の4ページには、プランの17、18ページに載っております人口の見通しを掲載しております。

続きまして、5、6ページをお願いいたします。

ここには、まちづくりプランの30ページにありますまちづくりの基本方針を掲載しております。

続きまして、7ページから10ページまでには、まちづくりプランの38～50ページにあります六つの基本施策を施策ごとに説明し、主な事業を載せております。

続きまして、11、12ページでございますが、ここには、本日報告させていただきましたプラン、34～36ページの地域別整備方針を載せております。

続きまして、13、14ページには、これも本日報告させていただきましたまちづくりプラン、64～66ページの財政計画を掲載しております。

次の15ページから18ページまでには、合併協定項目で直接住民にかかわりのあると思われる項目を抜粋して掲載しております。

以上が、ダイジェスト版の説明でございますが、このダイジェスト版の作成日程でございますが、本日ここでご報告させていただきましたこの案に校正を加えまして、次回の建設小委員会で仕上げの段階の協議をし、仕上げていくものでございます。そして、11月中旬に開催が予定されております協議会で報告をさせていただきます、3町の全戸に配付していくという日程を予定しているところでございます。

以上でございます。

#### **(内田会長)**

ただいま平田委員長及び事務局から、第4回の新町建設計画策定小委員会の経過内容について報告をしていただいたところですが、小委員会での協議がほぼ終了されて、このたび付託をしていただきました新町建設計画のまちづくりプラン及び基本施策に係る主要事業について、別紙のとおり協議会に報告されたところでございます。

この新町建設計画の協議につきましては、次回の協議会においてこの答申された建設計画案について協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご了承いただきたいと存じます。

その点をご理解をいただきまして、特にただいま経過報告された中で、何かご意見があればお伺いしたいと存じます。

#### **(大野委員)**

この間、小委員会で私、病院のことをちょっと指摘したということでございます。平田委員長初め、皆さん、ロイヤル病院に折衝だとか大変ご苦労さまでございます。その中で、新町における医療施策の構想の2ページ目です。私もちょっと小委員会で言った覚えがございます。ということは、

「主幹病院としての役割を担ってもらうことは最善の方法」だと書いてありますよね。ということは私は、いろんな報告を聞きながら、自分で考えながらしているのですが、まず中身の内容が不十分だということでございます。それと、医療と、あるいは設備等の病院の要望等まだ検討中だということでございますよね。特に財政支援のことになりますと、まだ明確な答えが出ていないということですから、私はこれがなぜ、途中の環境も整っていない、すべての内容が整っていないのに、中途ながら「最善」という方法はないのではないか、という気はしているのです。全部が全部最善と……この文字の中に、例えば人工透析だとか高度医療のことについては私は最善だと思っております。ただども、中身の内容が乏しいのに、まだ完成した中のいろんなことが検討中の中で、最善ということとはなかろう、と僕は思うのです。

そういうことで委員長、どうですかね、その辺は。

言葉じりをつかんでどうのこうのと私は言っていないのですよ。まだ検討中なのに、その一番最後に、内容が充実化して、全部出てきて、その判断をして……それで判断、「これは最善だよな」というのであれば、私は納得しますけれども、今途中報告の中で、まだ環境整備も全然されていない中で、最善の方法とはないのでないか、という気はしていますから、その辺ちょっとお答えくださればありがたいと思います。

**(内田会長)**

それでは、委員長の方から答弁していただきます。

**(平田委員長)**

大野委員のおっしゃるとおりで、今の段階で「最善」ということはまだ選択肢のあるような、私どもとしてはある程度方向性をつけるためにこの言葉を選ばせてもらったということで、これでいくのだ、絶対これしかないのだという意味ではなくて、現段階の、いわゆる北檜山国保を主幹病院とした場合の建築費の問題であるとか、医師の確保策の問題であるとか、こういうものをまず一つとらえた場合に、かなり難しい問題が財政上あるいは医師法の確保の問題で出てくるのだらうと思って、そこが一つ懸念されることだということがあります。

それと、現状のロイヤルさんの医療施設、それからお医者さん、それからスタッフというものもある程度出してもらって、総合的に考えた時点では、いわゆる現状ではかなり整備なり人材確保されていると。非公式の中ですけれども……非公式ということでとらえていただきたいのですが、いわゆるロイヤルさんの……何というか、どう表現すればいいのか、本部と言われる東京にあります板橋総合病院の方の理事長さん、言ってみればロイヤルさんの総括をする最高責任者の理事長さんとお会いしております。それから町長会議でお願いして来てもらった分がでございます。これは、本部の企画担当の事務長さん、そのほかあと2回ほど町長会議としては、地元のロイヤルの事務長さんのご意見をいただいたと。その中から今後の整備計画は、口頭なり、一部簡単な資料説明なり、そういうものをいただきました。しかし、これについてはまだ、正式には決定した内容でないので、こういった場所に提出することはちょっとできませんので、さらに今後の具体的な詰めといいます

か、方針については、来月早々までには試案として出してもらえることになっております。そういうことで、次回の……先だってちょっとお話ししましたが、次回の小委員会は11月の初旬の方で予定していますので、このあたりに再度その資料を出していただきたいということでお願いしております。

現在の段階で、ここまで最善という言葉を使ったのは、365日の救急医療の受け入れ体制はやれます、ということであるとか、いわゆる手術室の拡充をやる予定であるとか、それから高度な機械になりますが、MRIの整備をする予定であるとか、そういった大まかな話の中では口頭ですけど出してもらっているということもあって、その辺を総合的に現段階で判断をして、私ども「最善の方法」という言葉を実は使わせてもらったというのが現実なので、後日またもっと具体的なものが提出できるかと、そういうふうに思っています。

#### （大野委員）

よく内容説明わかりました。ですから、何もロイヤル病院がだめだとかいいとかと、私は判断しておりません。ということは、まだ検討中ですから、検討中の中で皆さんが議論して、ロイヤルさんいろいろな議論をしながら、いろんな環境を満たしてから初めて……最善ということは「最もいい」ということなのですよ。最もいいのだよ。そういうことにならないと。今、途中でですよ。そのことを申し添えておきます。終わります。

#### （平田委員長）

補足でちょっと説明させてもらいますが、実は先ほどの報告、附帯意見の中で3ページにあります2というところに、「新町において検討すべき課題」というものも挙げさせてもらいました。7項目ほど挙げさせてもらっております。その3の結びにおいて、私ども小委員会としては、これ以上突っ込んだ方針というのは出しかねます。ですから、今後の財政支援の問題にしましても、新町になってからの問題になりますから、新町においては医療対策協議会、例えばそういう名称のものをつくっていただいて、専門的な立場、また関係者の人方でその方針を決定していただいて、そこが最終的な新町の医療体制の検討する場所だろうと。ぜひそういうものをつくって、この地域の適切な医療体系というものを目指してほしいというふうに、最後に結びで言わせてもらったというのが現状ですので、そのあたりにひとつまた……私ども逃げたわけではないのですが、そこまでは入っていけないという問題でございますので、ご理解いただきたいと思います。

#### （奥村委員）

私からも一つ、念を押して聞きたいことがございます。

建設小委員会の協議内容については、この合併協議の中で最大の重要課題だと、そういうふうに位置づけておられるのも承知しておりますし、町民も、合併したら地域医療体制がどうなるのだと、この辺も大きな関心事でございます。そういう中で、ある一定の方向性を小委員会で決めたということについては、前段お話ししましたように、評価しております。

そこでひとつ、お願いしたいというよりも、お聞きしたいことは、今、平田委員長から話されたようにこういう方向案が出ましたけれども、今の現状の国保病院あるいは診療所体制を続けていつて、合併後に医療対策協議会で主幹病院を民に移行するのか、それから医療体制の整備等を充実するのか、そういうことでとらえてよろしいのでしょうか。

まずそのことを一つと、今医療技術なり医療体制の話だけをしていますけれども、私は地域医療にあっては、保健・医療・福祉、この一体となった包括ケアといいますか、予防医療が大事だと私は思っていますので、医療体制だけだなくて、この医療問題にかかわる、中にも書いてありますように、保健・福祉・教育、これらとのセットの医療体制の充実を図るような、ひとつそういうこれからの協議もこの中に取り入れてほしいと、そのことをまずお願いしておきます。

それで、前段のお話の、合併後の医療対策協議会、このことについて間違いないかどうか、その辺をもう一度確認させてください。

#### (平田委員長)

私どもこの小委員会で検討していく中で、一番難しい問題としては、まだ合併していないわけですから、現在のこういう形というのは、合併後のいわゆる将来計画に近いような話でまとめていますが、それぞれの町の考え方というものが、私どもそこまで、それぞれの町の中には突っ込んでいけない現状があります。大成町さんの現行の病院をどのように持っていくのかというのは、まだ大成町さんの手の中にあるわけですから、この方向性というものも、今後どういうふう to これらが推移していくのかという、一応こういう案を出してもどうなっていく、あるいは北檜山町さんの国保病院がどうこれから推移していくのかという問題もあると思います。こういったものが恐らく、新町の中にも持ち込んでいく部分が出てくるのだろうと、そういうものを含めて、やっぱりこの新町の、仮称ですがこういう医療対策協議会みたいなものの中で、再度これを議論していくと。その中には、この私どものまとめとしては民間のロイヤル病院さんということで、一つの考え方を出示しましたが、これは絶対的に変わらないということではなくて、その場で変わる可能性はないとも、私はその辺言い切れませんが、あるのではなかろうかということも考えられます。当然、その中で、今想定しているのは民間の病院ですから、いわゆる保健・福祉というものについての行政の責任としては、民間にすべてお願いするということはかなり難しいというふうに思います。ですから、3町の各医療機関が診療所化として、そこで予防医療、福祉、そういったものを重点にやっていくのだということが、一つ教育も含めて、職員研修も含めて、その部分については行政の責任としてやっていくという意味で、公的な診療所を持つのだと、こういうふう to まとめさせていただいたということで、その辺についてご理解をいただきたいと思っています。

#### (内田会長)

そのほかに、この問題についてご意見ございませんでしょうか。医療問題についてのご意見、ございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ほかにご意見がないようですので、報告第2号につきましては、委員長の報告を了承してまいりたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、委員長の報告を了承したいと存じます。

**協議第2号 合併の期日について（継続協議）**

(内田会長)

続いて日程第4、協議第2号、継続協議となっております合併の期日についてを議題といたします。

事務局から、議案の朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

議案の5ページでございます。

議案第2号、継続協議でございます。合併の期日について（協定項目2）。

合併の期日について、次のとおり提案する。

調整内容でございます。

合併の期日は、平成17年9月1日とする。

これにつきましては、第2回の檜山北部3町合併協議会におきまして、合併特例法に基づく財政支援を受けるため、平成17年3月31日までに合併申請を行うこととすると。だから、合併の期日は、平成17年9月1日を目指すこととして、今後の合併協議会の進捗状況を勘案し、再度協議するというところで継続協議というふうになっていたところでございます。その点につきまして、今回、合併の期日を平成17年9月1日という調整内容にご提案をするものでございます。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長。

以上でございます。

(内田会長)

議案の提案の説明を終わりました。

合併の期日につきましては、平成17年9月1日を目指すとして、今後の合併協議会の進捗状況を勘案し、再度協議を行うことになっているところでございます。本日の協議会でこの合併の期日に

ついて決定をしまいたいと存じますが、この調整内容についてご意見をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

**(桜井委員)**

これは事務局が非常に関係あることだと思いますので、逆に事務局サイドの方で、この9月1日というのが可能なのかということがまず、現実的に非常に大事なところだと思いますので、まずその方の意見を聞きたいと思います。

**(内田会長)**

可能かどうか、ということですね。

**(成田事務局次長)**

ただいまご質問ございました9月1日の関係でございます。

一番深い意味で9月1日に関係するのが、電算の統合関係がございます。これが一番問題になると思います。現在、全国でこの合併期日をもって電算統合が間に合わないということで、30に及ぶ協議会が合併の期日を延ばしているということでございます。

それで、私たち実際に電算の分科会を持ちまして、現在電算統合の業者の選定をしているところでございます。その選定に当たりましては、5社程度業者を選定いたしまして、スケジュール的にそれぞれの業者に聞いております。その段階では、現在では、合併の期日9月1日に何とか間に合う形での電算統合が可能だというようなことで、業者の方からは打診を受けているところでございます。ただ、具体的な詰めの段階ではいろいろな問題もございますので、なるべく電算統合の時期を早めて進めていくというような流れで、今現在、3町の職員の中では進めているところでございます。

以上でございます。

**(桜井委員)**

何とか間に合いそうだという意見なのですが、私はこのかわるもの、想定できるものはたくさんあるのだと思いますけれども、一番大事なのは電算の処理だということですが、その「何とかなる」という意味合いの中に、余裕を持ってちゃんと間に合うのか、それともぎりぎりですと間に合うのかによって、何がまた忘れて……忘れていないということはないだろうけれども、何か出てくるということは往々にしてありますから、その辺も含めてもう一回、ちょっと聞かせてほしいと思います。

**(成田事務局次長)**

ただいま概略でお話ししましたけれども、細かいお話を若干させていただきたいと思います。

電算統合は実は、通常、普通に合併する場合には14カ月かかると言われております。実際に現在、

9月1日に合併をいたすとなると、各町の議会で12月に議会の議決を得る形になります。その後に電算統合の予算を組み立てて走り出すと、約9ヶ月でございます。通常の合併の電算統合では間に合わないことが考えられます。そこで、今現在やっているのは、分科会におきまして詳細設計というのですか、細かい打ち合わせを早めにやります。打ち合わせだけはやらせていただくというような流れでやれば、統合が可能だと思います。

それと、3町それぞれ電算統合の会社がばらばらでございます、現在、そのうちの2町が富士通系グループという会社でございます。もう1町が北檜山町のインテックというようなことで、それぞれ富士通系グループの電算のデータを統合するのであれば、2町とも同じグループでございますので非常にやりやすいというようなことがございます。北檜山町のインテックさんだけがちょっと統合の際に問題があるのかなというようなことでございまして、そういうような部分を考えますと、既存の業者の中でうまくやれば14カ月かかるものが9月1日までにできる、というようなことも一定程度業者から聞いておりますので、その辺は順次考えながら、なるべく早い時期に手を染めていながらやっていくというような考えでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

#### (桜井委員)

今、聞いていても、まだ何か不安だなという感じがしますけれども、その業者との話し合いが、大体の煮詰めはしているのでしょうかけれども、本筋、本当に大丈夫だということの確信はとれた上での今の話だと思えるのですけれども、何か大丈夫かなと私自身思って、今聞いているのですけれども、きょうこの話を、9月1日に決定するという意向がもう少しきっちり煮詰めた中で決めるべきでないかなという気が、私自身は今しているのですけれども、皆さんどうなのでしょうね。

#### (内田会長)

それで、暫時休憩させていただきます。

(休	憩)	(午後2時53分)
(再	開)	(午後3時04分)

#### (内田会長)

それでは休憩を解き、再開をいたします。

合併の期日につきましては、原案のとおり平成17年9月1日とすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### (内田会長)

異議なしという声がございますので、合併の期日につきましては、原案のとおり平成17年9月1

日にすることに決定をいたします。

### 協議第10号 地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて（継続協議）

（内田会長）

続いて日程第5、協議第10号、継続協議となっております地域自治組織及び地域協議会の取扱いについてを議題といたします。

事務局から、議案の朗読と調整案の説明をいたさせます。

（山内町づくり推進係長）

6 ページの真ん中の調整の内容の部分の1行目、「市町村の」……追加で、「合併の」をつけ足してください。それで「特例等」、この「等」を削除をお願いいたします。

それでは、朗読に入らせていただきます。

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて。

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

調整の内容。

市町村の合併の特例に関する法律に基づく合併特例区を旧町ごとに設置する。

合併特例区協議会を旧町ごとに設置する。

合併特例区の設置等に関する規約を別紙のとおり定める。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

合併特例区に関する規約の方を、事務局より説明を申し上げます。

規約の説明に入る前に、1枚物の「新町の組織イメージ」というものを使って、簡単ではございますがご説明申し上げます。

まず、新町の組織イメージの方ですが、合併特例区は旧町ごとに置く、とされており、この支所、本庁にそれぞれ合併特例区を配置するというような形になります。

行政サービスですが、支所の行政サービスと合併特例区が受け持つ行政サービスの2本立てのよう形になろうかと思えます。

合併特例区のサービスというのは、これから説明いたします規約で掲げられている事務処理、または公の施設の管理とかというものがございます。どういうものかと申し上げますと、合併特例区が一番下の四角囲みにしてあるところでございます。それで、「合併特例区で行う事務は」と書かれているところで、主にコミュニティー活動と地域住民に近い行政サービスを行うというような形にしております。

「構成」ですけれども、行政執行機関の長に当たる区長、審議機関に当たる合併特例区協議会で構成をされております。

「財源」の方ですけれども、合併町から移転財源で運営する団体と、このような形になっております。

「合併特例区の設置目的」でございますが、2点ほどございます。

地域住民の意見を行政に反映するものと、あと行政と住民との連携の強化、こういうものがあります。それで、1点目の地域住民の意見を行政に反映させるということにつきましては、常勤特別職の区長を配置するというような形で、意見・要望の受付窓口・相談窓口として区長が対応していただくと。また、新町の行政に対しまして、直接意見・要望を申し上げるというようなことになろうかと思えます。

2点目の行政と住民の連携の強化でございますが、合併特例区がコミュニティー活動の支援をするなど、従来のコミュニティーを守りつつ、協議会の意見を取り入れながら、新たな地域づくり、こういう協働体制を区長の役割として定められているところでございます。

このようなことを前提といたしまして、規約の方の説明に入らせていただきます。7ページをお開き願います。

「せたな町合併特例区の設置等に関する規約案」でございます。

まず第1条、こちらの方は、根拠法令の規定に基づき設置する、という規定でございます。

第2条、「合併特例区の名称」。こちらの方は「大成区」「瀬棚区」「北檜山区」とするということで、住居表示にその名称を冠することになります。こちらの方は第6回の協議会の方で、町・字名の区域、名称の取扱いで決定したとおりでございます。

第3条、「合併特例区の区域」。こちらの方は、旧町の所管区域を担当するというような形になります。

第4条、「合併特例区の設置期間」。合併特例法では、5年を超えて設置できない、ということになっておりますので、年度で区切りまして4年7カ月としているところでございます。

第5条、「合併特例区の処理する事務」。

第6条、こちらの方も「合併特例区が管理する公の施設の名称、所在地」。こちらの方は、別表1、別表2に掲載しておるところでございます。

第7条、「事務所の位置」。こちらの方は、総合支所等が設置されることとなりますので、合併前の役場所在地としているところでございます。

第8条、「合併特例区の区長の任期」。こちらの方は、合併特例法では2年以内で、規約で定める期間とされておりますので、2年としているところでございます。また、支所と特例区の2枚看板というようなことになろうかと思われますので、運営がスムーズにいくように、「兼ねることができる」という規定を設けております。

第9条ですが、「合併特例区協議会の委員の選任・解任及び任期」の関係でございます。

8ページに行きます。

構成は、10人以内の委員をもって組織をするという形にしております。その構成はといいますと、(1)(2)(3)の構成でやっていくというものでございます。

委員の任期は2年、こちらの方も合併特例法に書いてございます。

4項の「委員の報酬」、こちらの方につきましては、せたな町新町の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給する、ということでございます。

5項目の「委員の解任」の規定でございます。

第10条につきましては、「合併特例区協議会の会長・副会長の選任・解任の方法」でございます。こちらの方も合併特例法で、会長・副会長を置く、と定められている部分でございます。

2項につきましては、「選任の方法」の関係でございます。互選としております。

第3項につきましては、「会長・副会長の解任の方法」を規定しているものでございます。

第11条につきましては、「特例区の区域に係るもの」で、「規約に定める事項は、町長は意見を聞かなければならない」とされております。そちらの関係が、この(1)(2)(3)ということで掲載しております。

第12条ですが、協議会の運営の関係を記載しております。

続いて9ページに行きまして、第13条は、庶務は大成区事務所、瀬棚区事務所、北檜山区事務所において処理をする、ということで、第7条で規定した事務所で処理をするという規定でございます。

10ページに行きまして、こちらの方が別表1、合併特例区の設置目的に沿った形で特例区が処理をする事務を記載しております。

11ページ、こちらの方も、合併特例区が設置管理する公の施設名及び所在地を掲載しております。以上で、説明を終わります。よろしくご協議のほどお願いいたします。

#### (内田会長)

議案の説明が終わりました。

地域自治組織及び地域協議会の取扱いにつきましては、第5回目の合併協議会で協議を行っておりまして、その結果、地域自治組織については、特別地方公共団体タイプの法人格を有する合併特例区を3町に設置することにしたことや、3町に地域協議会を置くこととし、各町の合併後における住民自治体制をできるだけ変化させないように、また住民の意向を反映させる機能を持たせることなど、行政組織の体制を含めて、再度幹事会で検討していただくこととして継続協議としていたところでございます。特に幹事会で調整いたしました合併特例区の設置に関する規約については、合併協議会で定めることとなりますので、この規約の調整案について、皆さんのご意見をちょうだいいたしたいと存じます。

どなたか、ご意見ございませんか。

#### (酒井委員)

この条例の中の第9条の4、「委員の報酬等」については「特別職及び費用弁償に係る規定に基づき」とありますけれども、当初のこの支所、区についてのいろんな手続の中身を見ますと、無償報酬とすることができるというそんな話になっていましたけれども、この部分について全く触れていないのですね。その辺がこういうふうな決定づけをされていていいのかどうかということを、確認したいのですけれども。

**(内田会長)**

委員の報酬ですか。

**(山内町づくり推進係長)**

それでは、お答えいたします。

ほかの委員会の委員の皆様の報酬の関係もありますので、そちらの関係から支給されると。また、なっただく人もなかなかいないのではないかとということで、このような規定にされたということでございます。

**(酒井委員)**

ちょっと説明の中身が単純だなという気がするのですけれども、要するに「報酬を出す」ということですか。私もやぶさかでないと思うのですよ、そういう意味では。ですけれども、当初ありましたように、その裏を返せば、「無報酬でも可能ですよ」ということが入っていたわけですね。だから、その辺で……無報酬というのはあり得ないかもしれないですけれども、そのこともやっぱり当面考えられることとして、今言うように、無報酬ではだれもやらない、という固定した考えではなくて、やはり無報酬でもできるということが前段の中で出ていたわけですから、そのことを考えると、「払える」「払えない」よりも、そのことを含めた内容にしておいた方がわかりやすいのではないかと気がするのですけれども。絶対払わなければならないことは、ないはずですから。

**(道高事務局長)**

今、酒井委員のおっしゃるとおり、合併特例区の中の法律の中では、原則無報酬とすることはできるということになっています。しなければならないというのではなくて、できるという、これはそれぞれの地域の実情、いろいろあると思います。それで、先ほどお答えしたことですけれども、基本的には地方自治法の中で、例えば審議会だとか各種委員会、これは報酬は支払わなければならないという、地方自治法の中にもあるわけございまして、原則そっちの方ではそういう法律、自治法に基づきながら払っていると。しかしながら、この合併特例法に基づく協議会委員については、原則できるということで、その整合性といいますか、あるわけございまして。

それで基本的に、先ほど言ったように、実際の協議会の役目といいますと、これは結構あるわけですね。そういう権限を持った委員さん方に委嘱、選任をお願いするとなりますと、やっぱり費用弁償のことだとか、それぞれのほかの審議会の委員さんのような、やっぱり弁当、いろんな面での経費がかかるだろうと。日額報酬程度のことあわせて検討すべきだろうということで、このように新しいまちの条例の中でそういうものについても検討していこう、兼ね合わせながらしてやろうということでございまして、ですから基本的には無報酬ではなくて、最低限度日額か費用弁償は措置しなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**(酒井委員)**

当然、払うこと自体は必要性があると思います。自治法でいくと当然そうなのですから、この場合、当然、特例ですから、その意味で今の前段に述べた無報酬も考えられますよということで、入っていると思うのです。だから、これ自体はやはり特例ですから、素直にそういうふうにした方がわかりやすいというのですよ。そう思っただけですけども。その方がその特例法にのっとっているなという感触を受けるわけですけども、今言ったように最低限払わなければならないという確信を持っているようですので、それであればあえてそこまでいなくてもいいのかなという気はしますけれども、その中身についてちょっとお尋ねしたわけです。よろしいです。

**(真柄委員)**

ちょっとこれ、私、わからないで質問しますけれども、第11条に「合併特例協議会の審議事項」ということで、法の第5条の20第2項のどうのこうのというのですが、それで(1)で「新町建設計画の変更に係る事項について」ということで……ただ、こっちで見る合併特例区の事務には、このあれは載っていないのですよね。載っていないでしょう？ だけど、これは非常に大きい問題で、合併特例区のある程度制限された権限の中に、この新町計画の変更だとか、それからいろんなこの難しい点まで入るのが、どっち正しいですか、これは。私たちが今まで聞いた中では、こういう限定された中でのコミュニティ的な要素に対することだということは、これは入るとなると、ちょっと違うのではないですか、これは。私の解釈は違うでしょうか。その整合性についてお聞きしておきたいのですけれども。

**(山内町づくり推進係長)**

お答えします。

第11条の重要事項というものは、協議会の審議事項ということになります。合併特例区が持つ事務というのは、独自で処理する事務というのが別表の1、別表の2というような形になります。ですので、新町建設計画の変更に関する事項は、協議会の方で協議をしていただくというような形になります。

**(奥村委員)**

真柄さんと私、同じなのだけれども……同じだというよりも、私はこの合併特例区協議会の審議事項と、この「審議」とついたものだから、私は当初、この変更に関する事項あるいは公の施設の設置に関する事項というのは、報告する、聞き及ぶだけだと、こういうふうに理解していたのですけれども、その辺はいかがですか。真柄委員が言ったようなことだとすると、またこの協議会の意義というのか、私は違うと思うのだけれども。ちょっとその辺を理解……。

**(真柄委員)**

だから、私が聞きたいのは、この新町計画の変更に関する事項というのは、ある意味で言うと非

常に大きい事項、これを協議会で協議するということを含めて……だから、そうしたらどの辺までその協議会の権限を含めてあるのですか、ということも説明してもらわないと、当初の協議会と私、これは違うような気がするのですよ。私は、前回の、今までの説明と……。

**(内田会長)**

暫時休憩します。

(休 憩) (午後 3 時 2 5 分)

(再 開) (午後 3 時 3 8 分)

**(内田会長)**

それでは、休憩を解き、再開をいたします。

ただいま各委員からのご質問に対して、今お手元の方に配付をいたしました。この件につきまして、事務局より説明をいたさせます。

**(道高事務局長)**

大変どうも申しわけありません。それでは、今配付いたしました「合併特例区協議会の審議事項」という、第11条の根拠となっております第5条の20から言います。これは「合併特例区協議会の権限」という条項でございます。

合併特例区協議会はこの法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施、その他の合併市町村が処理する事務であつて、当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長、その他の機関もしくは合併特例区の長により諮問された事項または必要と認める事項について審議し、合併市町村の長、その他の機関または合併特例区の長に意見を述べるができる、ということでございます。これが合併特例区の権限ということで、審議、それから意見を、それぞれ長に述べるができるというふうになっています。

それから2項でございますが、この合併市町村の町長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、または変更しようとする場合においては、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聞かなければならない、ということございまして、この2項の「規約で定める合併市町村の施策」ということで、第11条についての規約で定める事項とは次の1、2、3号のとおりである、ということございまして、1号では「新町建設計画の変更に関する事項」、2号では「公の施設の設備に関すること」、3号では「その他合併特例区協議会が町長との協議により認める事項」ということで、諮問事項について審議して、町長に意見を申し述べることが出来ますよと。町長は聞かなければならない、ということでございます。

以上でございます。

(内田会長)

以上が、特例区協議会の権限ということでございます。おわかりになったでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

いろいろ各委員から意見がございましたが、規約案を含めまして、その調整内容案、ただいま申し上げました案で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしということでございますので、調整内容案のとおり決定をいたしたいと存じます。

#### 協議第21-1号 商工観光関係事業の取扱いについて

(内田会長)

続きまして日程第6、協議第21-1号 商工観光関係事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から、議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案の13ページをお開き願います。

協議第21-1号 商工観光事業の取扱いについて(協定項目21-1)。

商工観光事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-1号 商工観光事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の15ページをお開き願います。

中小企業融資制度につきましては、北檜山町と瀬棚町が融資内容は同じでございます。また、融資の窓口は、金融機関が直接取り扱いをしております。大成町は融資制度が二つございます。融資の窓口は、中小企業振興基金が町、中小企業融資は町と商工会で取り扱ってございます。年度途中での合併という事情を踏まえまして、合併時は旧町の融資制度により対応いたしまして、合併後に融資制度を再編する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、中小企業融資制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する、としております。

議案の16ページをお開き願います。

中小企業安定資金利子補給制度につきましては、瀬棚町と北檜山町が北海道信用保証協会の保証料と貸付金利に対する利子補給を行っております。年度途中での合併という事情を踏まえまして、合併時は旧町の利子補給制度により対応いたしまして、合併後に制度を再編する方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、中小企業安定資金利子補給制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する、としております。

議案の17ページをお開き願います。

商工会補助金につきましては、課題・問題点にもございますように、補助基準、補助金の内容に差異がございます。補助内容をごらんになっておわかりのこととは存じますが、商工会運営費補助など商工会の運営に及ぼす影響が大きな事柄もございます。関係団体との協議・調整が必要な事項でございますので、合併後に補助制度を再編する方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、商工会補助金については、合併後に再編する、としております。

議案の18ページをお開き願います。

企業誘致事業につきましては、課題・問題点にもございますように、制度の内容に各町ともに差異がございます。誘致を行う際の企業に対する条件整備の意味合いもございますので、新町においても現行のとおり制度を適用させ、適用期間等の期限を考慮しながら、再編する方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、企業誘致事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に再編する、としております。

議案の19ページをお開き願います。

観光イベント事業につきましては、各町ともに特色のある事業を展開しております関係から、地域のイベントとして新町において継続実施する方向で調整しております。観光PR事業につきましては、3町にございます観光資源を有効に活用しながら、新町の知名度アップを図るなど観光PRを積極的に進める方向で調整しております。

調整の内容はと申しますと、1、各種イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2、観光PR事業については、新町においても積極的に推進する、としております。

議案の20ページをお開き願います。

観光施設につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引き継ぐこととして調整しております。

調整の内容はと申しますと、観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の21ページをお開き願います。

雇用対策事業につきましては、各町に独自の対策事業がございます。また、緊急雇用対策創出特別対策推進事業など、国及び北海道の補助制度に基づく事業も実施している状況でございます。国と北海道の補助制度に基づき実施している事業につきましては、新町においても実施する方向とし、各町が独自で行っております事業につきましては、合併時まで再編する方向で調整しております。

す。

調整の内容はと申しますと、雇用対策事業については、次のとおりとする。

- 1、国及び北海道の補助制度に基づく事業については、現行のとおり実施する。
- 2、町単独事業については、合併時に再編する、としております。

議案の22ページをお開き願います。

洋上風力発電施設につきましては、瀬棚町が風力発電機2基と受変電施設1施設を有しております。風力発電施設につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引き継ぐこととして調整をしております。

調整の内容はと申しますと、洋上風力発電施設については、新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の14ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめをしたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。

それでは、この商工観光関係事業の取扱いについての調整案につきましては、産業建設専門部会と幹事会の方で調整案として検討いたしました原案をたたき台とし、協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

(調整案配付)

(内田会長)

ただいまお配りいたしました調整案の内容については、先ほど事務局から資料の説明をいたしました内容と同様でありますので、朗読を省略いたします。

それでは、この調整案についてご意見をいただきたいと思っております。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

今、ありません、というような声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、特にご意見がないようですので、調整案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

異議なしとの声がございますので、ご異議なしと認め、原案の通り決定いたします。

**協議第21－2号 都市計画・建設事業の取扱いについて**

(内田会長)

続きまして日程第7、協議第21－2号 都市計画・建設事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から、議案の朗読と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

(成田事務局次長)

議案の24ページになります。

協議第21－2号 都市計画・建設事業の取扱いについて（協定項目21－2）。

都市計画・建設事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21－2号 都市計画・建設事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

議案の26ページをお開き願います。

都市計画審議会につきましては、都市計画法第77条の2の規定に基づき、市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査・審議するため設置されている審議会でございます。北檜山町に審議会が設置されておりますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、都市計画審議会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の27ページをお開き願います。

都市計画区域マスタープランにつきましては、平成16年1月9日、北海道告示第22号において決定の告示がなされております。北檜山町一つだけの計画でございますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の28ページをお開き願います。

都市計画区域につきましては、現行の区域は580ha、用途地域は117.8haとなっております。現行区域の計画変更は特にございませんで、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとしております。

議案の29ページをお開き願います。

都市計画道路整備事業につきましては、都市計画マスタープランとの兼ね合いから、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、都市計画道路整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の30ページをお開き願います。

建設事業の取扱いに関する事項となります。道路の路線名につきましては、各町において地形、地名などを考慮し路線名を定めているところがございますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向としております。認定路線番号につきましては、各町で番号を付与しておりますが、現行のままでは番号の連続性がなくなるため、合併時に整理統合し、統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、道路認定については、路線名は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2、認定路線の路線番号については、合併時に統一するものとする、としております。

議案の31ページをお開き願います。

町道の除雪につきましては、冬場の住民生活に影響が大きな事柄でございます。課題・問題点にもございますように、大成町と瀬棚町は業者委託により除雪対応をしておりますが、北檜山町は組合方式による業者委託と、委託方式に差異がございますので、合併時まで委託方式も含めた除雪体制を調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、除雪委託については、委託方式も含め合併時まで調整する、としております。

議案の25ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

#### (内田会長)

それでは、説明が終わりました。この都市計画・建設事業の取扱いについての調整案につきましては、産業建設専門部会と幹事会の方で調整案として検討いたしました原案をたたき台にして、協議に入らせていただきたいと思いますと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、調整案を各委員に配付いたさせます。

（調整案配付）

（内田会長）

それでは、ただいまお配りをいたしました調整案の内容につきましては、先ほど事務局から資料の説明をいたしました内容と全く同様でありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、この調整案について皆様方のご意見をいただきたいと思いますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

（真柄委員）

意見というより、お聞きしたいのですけれども、除雪委託の件なのですけれども、住民は毎年、各町においても非常に苦勞している事業でございます。除雪と云ったら、これから4月ぐらいまで除雪をやりますよね。その後、合併後でなく、事前に調整してしまうということですか……9月まで。これは可能というか、心配しなければならないのですけれども。

（沖崎産業建設専門部会長）

ただいまのご質問につきましては、合併時までにはこのような形にしておかなければ、その年の除雪に大きな支障が予測されます。そういったことから、私どもの方としては合併時までには調整する、ということで幹事会の方に報告を申し上げたと、このようなことをご理解を願います。

（内田会長）

よろしいですか。

ほかに、ございませんか。ないですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（内田会長）

それでは、ご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

協議第21－3号 上下水道事業の取扱いについて

（内田会長）

続きまして日程第8、協議第21－3号 上下水道事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から、議案の説明と協議項目に関する資料の説明をいただきます。

**(成田事務局次長)**

議案の38ページになります。

協議第21-3号 上下水道事業の取扱いについて（協定項目21-3）。

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-3号 上下水道事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の40ページをお開き願います。

まず初めに、上下水道事業及び漁業集落排水事業に関する全体的な調整の考え方についてご説明をさせていただきます。

上下水道事業及び漁業集落排水事業につきましては、特別会計として運営をしております。特別会計の原則は支出に見合った収入の確保でございますが、水道料金などは住民生活に直接影響が大きな事柄でございますので、新町の町長の政策的な判断を要するとの考えから、合併後に調整していく方向で調整を行っております。

それでは、本題に戻らせていただきます。

水道料金につきましては、各町の料金体系が異なっておりますので、調整が必要となります。基本的な考え方としまして、適正な運営ができる料金体系に合併後調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等をもとに試算し、企業会計として適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する、としております。

議案の41ページをお開き願います。

水道事業特別会計につきましては、年度途中での合併という事情を考慮し、合併年度は現行のとおりとしますが、合併後は新町の予算編成方針、予算科目などの整合性を図り、統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する、としております。

議案の42ページをお開き願います。

下水道事業特別会計につきましては、年度途中での合併という事情を考慮し、合併年度は現行のとおりとしますが、合併後は、新町の予算編成方針、予算科目との整合性を図りながら、統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、下水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する、としております。

議案の43ページをお開き願います。

下水道受益者分担金につきましては、大成町と瀬棚町が住宅1戸当たりに対する賦課方式、北檜

山町が土地の面積1 m<sup>2</sup>当たりに対する賦課方式と、差異がございます。また、4期の納期の末日が、大成町と北檜山町が12月28日、瀬棚町が12月25日と、納期日に差異があります。金額及び納期は、年度途中での合併という事情を考慮し、合併時は現行のとおりといたしまして、合併後に調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、下水道受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する、としております。

議案の44ページをお開き願います。

下水道料金につきましては、各町の料金体系が異なっておりますので、調整が必要となります。年度途中での合併という事情を考慮し、合併年度は現行のとおりとしますが、実績をもとに積算し、適正な運営ができる料金体系に合併後調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、下水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等をもとに試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する、としております。

議案の45ページをお開き願います。

漁業集落排水事業料金につきましては、2町の料金体系が異なっております。年度途中での合併という事情を考慮いたしまして、合併年度は現行のとおりとしますが、実績をもとに積算いたしまして、適正な運営ができる料金体系に合併後調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、漁業集落排水事業料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等をもとに試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する、としております。

議案の46ページをお開き願います。

漁業集落排水事業受益者分担金につきましては、大成町が住宅1戸当たりに対する賦課方式、北檜山町が土地の面積1 m<sup>2</sup>当たりに対する賦課方式と、差異がございます。また、納期も異なっておりますことから、合併後に調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、漁業集落排水事業受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する、としております。

議案の47ページをお開き願います。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、年度途中での合併という事情を考慮し、合併年度は現行のとおりとしますが、合併後は、新町の予算編成方針、予算科目との整合性を図り、統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、漁業集落排水事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する、としております。

議案の39ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめしたものを一覽で掲載させていただきましたので、後ほどお目通し願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

(内田会長)

説明が終わりました。

それでは、この上下水道事業の取扱いについての調整案につきましては、産業建設専門部会と幹事会の方で調整案として検討をいたしました原案をたたき台にして、協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたします。

(調整案配付)

(内田会長)

それでは、お手元に差し上げました調整案の内容については、先ほど事務局から資料の説明をいたしました内容と全く同様でありますので、朗読を省略いたします。

この調整案についてご意見があれば伺いたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ご意見がないようですので、調整案について原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

**協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについて**

(内田会長)

続きまして日程第9、協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から、議案の説明と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案の49ページになります。

協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについて (協定項目21-16)。

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-16号 農林水産関係事業の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。議案の52ページをお開き願います。

農業振興地域整備計画につきましては、各町ともに地域の実情に応じた計画を策定しております。合併時は、旧町ごとの農業振興区域、農業振興整備計画はそのまま新町に引き継ぎをいたしますが、合併後に、現行の計画をもとに新計画を策定する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、農業振興地域整備計画については、現行の農業振興区域及び農業振興整備計画を新町に引き継ぐものとし、新町において新たな農業振興地域整備計画を策定する、としております。

議案の53ページをお開き願います。

生産調整推進対策事業につきましては、地域水田農業協議会は各町に設置されております。地域独自の水田農業ビジョンも作成されているところがございます。事業につきましては、年度途中の合併を考慮し、合併時は現行のとおり新町に引き継ぎをいたしまして、同様に産地づくり計画書も、新町に事務処理上は継承することとなります。地域水田農業協議会につきましては、新町において協議会を設置いたしまして、産地づくり計画などを策定する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、1、生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併前の産地づくり計画書を継承する。2、新町に地域水田農業協議会を設置し、産地づくり計画等を策定する、としております。

議案の54ページをお開き願います。

農作物栽培奨励事業につきましては、大成町と北檜山町が独自事業として助成制度を設けております。これらの助成制度は農業形態、地域性を踏まえ創設された経緯もございますので、現行のとおり新町に引き継ぐ方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、農作物栽培奨励事業については、地域性、継続性を考慮し、現行のとおり新町に引き継ぐものとしております。

議案の55ページをお開き願います。

農業融資制度につきましては、瀬棚町と北檜山町が融資制度を設けております。両町ともに町独自の利子補給事業を行っておりますので、合併時に再編することとし、合併前に融資を受けている方への経過措置を設けております。合併前に融資を受けている場合は、その融資が終了するまでの間は旧町の制度による取扱いとし、合併後に融資を受ける場合は、新制度により取り扱う方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、農業融資制度については、合併時に再編する。合併前日までに融資を受けている者は、融資が終了するまでの間は旧町の例により取り扱うものとする。ただし、合併後に新たに融資を受ける場合は、新制度を適用させるものとする、としております。

議案の56ページをお開き願います。

農業関連施設につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引

き継ぐこととして調整をしております。

調整の内容はと申しますと、農業関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の57ページをお開き願います。

農業担い手支援事業につきましては、課題・問題点として助成額が異なっておりますことから、合併年度は旧町ごとの制度による助成を行い、合併後に補助基準を統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、農業担い手支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する、としております。

議案の58ページをお開き願います。

有機農業推進事業及び有機農業特区につきましては、瀬棚町が特色ある事業を展開しているところでございます。有機農業は、安心・安全を求める消費者ニーズに対応したものであります。そのため、産地間競争に優れた面もございますので、新町においても推進する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、有機農業推進事業及び有機農業特区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の59ページをお開き願います。

市町村森林整備計画につきましては、3町ともに策定されております。合併後に、地域の実情を勘案し、新町としての一体化した新計画を策定する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、市町村森林整備計画については、地域の実情を踏まえ、新町において新たな計画を策定する、としております。

議案の60ページをお開き願います。

造林事業につきましては、各町ともに町有林の造成、維持管理などを行っているところでございます。森林保護、自然環境の保護など継続性の求められる事業でございますので、造林事業は新町に引き継ぎをいたしまして、町有林の造成、維持管理、野ネズミ駆除などの事業を継続して実施する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、造林事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、継続実施する、としております。

議案の61ページをお開き願います。

林業振興に関する補助事業等につきましては、課題・問題点にもございますように、実施内容に違いはありますが、それぞれの町の実情に合わせ事業を展開しております関係から、現行のとおり新町に引き継ぐこととしております。各種負担金のうち檜山北部地域林業推進協議会負担金と渡島檜山流域林業活性化センター負担金につきましては、合併に伴い構成町の枠組みが大きく変更されることが想定されることから、新町において調整する方向としております。

調整の内容はと申しますと、1、林業振興に関する補助事業等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2、檜山北部地区林業推進協議会負担金及び渡島檜山流域林業活性化センタ

一負担金については、新町において調整する、としております。

議案の62ページをお開き願います。

有害鳥獣捕獲助成につきましては、捕獲奨励金に各町差異がございますので、合併時に、ヒグマの年齢により補助金が異なる北檜山町の制度に統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、有害鳥獣捕獲助成については、合併時に北檜山町の制度に統一する、としております。

議案の63ページをお開き願います。

種苗・放流事業につきましては、サクラマス稚魚の放流は負担金として各町負担をしております。エゾバフンウニの種苗・放流事業は、各町の実情により助成をしておりますが、補助基準に差異がございます。そのため、合併年度は旧町ごとの制度による助成を行い、合併後に補助基準を統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、種苗・放流事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する、としております。

議案の64ページをお開き願います。

増養殖事業につきましては、アワビ増養殖、キタムラサキウニの浅海移植、クロソイ・サケの海中飼育など、前浜の実情に合わせた事業に対し助成を行っておりますが、補助率に違いがございます。そのため、合併年度は旧町ごとの制度による助成を行い、合併後に補助基準を統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、増養殖事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する、としております。

議案の65ページをお開き願います。

水産関連施設につきましては、財産及び公の施設の取扱いにおける調整方針に基づき、新町に引き継ぐこととして調整をしております。

調整の内容はと申しますと、水産関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする、としております。

議案の66ページをお開き願います。

港湾整備事業（マリンタウンプロジェクト）につきましては、現計画は平成22年までの計画となっております。港湾の外郭施設整備を進めているところでございます。港湾整備事業は現行のとおり新町に引き継ぐこととしております。陸域部分の整備計画につきましては今後、開発局との協議が必要な事項でございますので、新町において関係機関と協議し、内容を検討する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、港湾整備事業（マリンタウンプロジェクト）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、計画内容については新町において開発局と協議の上、検討することとする、としております。

議案の50～51ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容をとりまとめたものを一覧で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

**(内田会長)**

それでは、説明が終わりました。

この農林水産関係事業の取扱いについての調整案につきましては、産業建設専門部会と幹事会の方で調整案として検討いたしました原案をたたき台にして、協議に入らせていただきたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**(内田会長)**

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

(調整案配付)

**(内田会長)**

ただいまお手元に差し上げました調整案の内容につきましては、先ほど事務局から資料の説明をいたしました内容と全く同様でございますので、朗読を省略いたします。

それでは、この調整案について、皆様方からご意見をいただきたいと存じます。

**(大野委員)**

調整内容については、私は異議ございません。それで、瀬棚町さんでやられている有機農業推進事業、それと有機農業特区とありますよね。これはどのようなこと……米をつくったり、牛乳をつくったり、チーズをつくったり……。私は農家の方が詳しくないので、その内容説明をちょっとしてほしいのです。

**(内田会長)**

有機農業について、産業建設専門部会から説明いたします。

**(堂端産業建設専門部会副部長)**

瀬棚町の堂端でございます。

今、瀬棚町の有機の農業の検討、特区についてのご質問でございますけれども、有機農業につきましては現在、稲作、いわゆるお米はアイガモの方でやっているという有機農業、それから畑作は現在、試験圃場もありますが、オオバ等の畑作物を有機農業でやっております。畜産関係は、酪農を有機牛乳ということで、農薬・化学肥料を使わない装置でもってつくっていくということで、そういった酪農。大まかに言うと三つ、有機農業をやっております。

今度、特区でございますが、これは株式会社が農業をするということは現在、法律で認められておりません。通常、組合法人、有限会社であれば、法人として農業はできるわけですが、株式が認められないということから、特区を申請しまして、現在瀬棚では株式会社ワタミファームが酪農と畑作の特区を推進して、酪農の有機牛乳をつくっているということと、畑作はジャガイモ、それからレタス関係、レタスの種類は5～6種類、タマレタスからサニーレタス、いろんなレタス関係を5種類、あるいはダイコン、それからトウモロコシといったように完全有機で進めているということで、特区は今年の4月からでございますので、始まったばかりということで、現在、特区で有機農業を進めていっているというような状況でございます。とりあえずそういうところで、わかりましたでしょうか。

#### (大野委員)

内容についてはわかりました。それで、特区ではなくて、アイガモ米ですか。これ、何戸やっているのですか。アイガモだか……米、やっているでしょう、有機米というのを。何戸やっているのかちょっとその辺を。

#### (堂端産業建設専門部会副部長)

このアイガモでやっている有機稲作の農家は5戸、5軒でやっております、主に酒米。うちの方も今、地酒という純米酒と吟醸酒ができておりますが、しょうちゅうも今できておりますが、これが完全有機米での酒、しょうちゅうでございます。ここにかかわっている農家が3軒、それから有機米、今現在、学校給食米に有機米を使っております。学校給食米と、それと瀬棚の施設、「三杉荘」という老人ホームがあります。それと、診療所の入院患者、そういった施設でそういったお米を使っているということで、これにかかわるのは酒米の農家を含めて5戸ということで、そのうちの3戸が食米と酒米もつくっているということで、お米関係は5軒でやっております。

以上です。

#### (内田会長)

ほかに、ございませんか。

#### (柳田委員)

簡単なことだと思うのですけれども、この中で、農業関連施設と漁業の関連施設というのがあるので、これは現行どおり引き継ぐということなのですが、これは施設料というのは現在、要るのですよね。いろいろ使用料というか、いろんな形で。そういうことというのは、引き継いだ後に統一するとか調整するとかという内容のものがこの中で多いと思うのですけれども、こういうことというのは、引き継いだ後、旧町においての、現在の形をそのままとられるというふうなお考えなのか、それとも「将来は、統一して」という考えがおありなのか、そのことだけをお聞かせ願いたいと思います。

**(成田事務局次長)**

施設の使用料はそれぞれ各団体とかの関係もございまして、恐らく合併前から団体と約束して、その使用料で委託管理したり、建物を貸したり、またその管理料として町が払ったりしている部分もございまして、すぐにそれが統一できるとは事務局側としては思っておりません。当然、団体と話し合っ、将来的にはなるべく同じような形をとりたいと思うのですけれども、今のところは、現行のまま引き継ぐ形でなるのではないかと。使用料も同じく、現行のとおりという形を考えております。

以上でございます。

**(内田会長)**

ほかに、ございませんか。

**(成田委員)**

二つほど。林業関係では有害鳥獣に対する対策が盛り込まれているわけですが、漁業でも今、我々が一番冬場でもって悩んでいるのが、トドの被害なのです。これといった今まで対策もなされなく、本当にえらい目に遭っているわけですが、このトド対策もこの水産業関係事業の中で、駆除の部分で盛り込んでいただきたいと。それが1点。

あと、各町それぞれ、これは水産関係ですが、サクラマス稚魚の放流を行っているわけです。この稚魚の放流は結構なわけですけれども、ここ数年、各町のサクラマスの水揚げ高を見ると、もう年々減少の一途をたどっているわけです。それで、我々としては、サクラマスの再生産、要するに河川に遡上して、産卵・ふ化されるような環境に持っていきたくて、組合としてもそういう考え方のもとに今、取り組んでいるわけですが、一つは、この中には「河川環境維持を図る」と盛り込んでいますけれども、「環境維持」ではだめなのですよ。「改善・維持」なのです。そういう再生産がなされるような川にそういう環境にしなければならないのです。

その一つには、各河川にダムがあまりにも多過ぎると。そして、我々の感覚では全く必要のないダム、むだなダム、そういうものも設置されているという部分が多分にあるのですよ。極端な言い方をすれば、我々としては、ダムなんかぶっ壊してしまえ、昔の川に戻せ、という言い方をしたいわけですが、それもいかんだろうし、だからできるとすれば、本当にスムーズにマスが遡上できる魚道の再整備、そういうものをしていただきたいと。そして、むだなダムは、撤去できるものであれば撤去していただきたいと、そういう考え方を持っていますので、それも一つ念頭に置いた形で計画を立てていただきたいと、そう思っております。

そして、このマスの再生産が繰り返されるような河川環境にすると、サケの再生産にはますます適した河川環境になるのです。生態からしても。そういうことを一言申し上げまして、そういう対策を練っていただきたいと思っております。

(内田会長)

ただいま成田委員からの質問でございますけれども、まずトド対策を中に組み入れるべきだということと、サクラマスの稚魚放流に対して、今のままではだめだ。したがって、河川環境の改善というものにまず取り組むべきではなからうかということと、もう一点は、魚道の改善。これは今、ダムの話もありましたけれども、ダムを撤去するというのはなかなか至難の問題でございますので、そのほかの点、今の3点についてどうですか、その案の中に取り組むということ……。

(成田事務局次長)

私たち専門部会で協議した中では、トド対策事業というのは、この3町で現在は事業として取り組まれてはいないという認識がございまして、この調整項目の中に入れるのは、あくまでも3町で行っている事業の調整ということでございますので、それにつきましてはご要望ということで、新町において承っていきたいと考えております。

また、環境対策についても非常に大切なことでございますので、これらにつきましても新町においてそれぞれ新しい議会議員さんもおりますので、その中で十分協議しながら、いいまちづくりを進めていきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

(内田会長)

よろしいですか。ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ほかにないようでございますので、本案につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたしたいと存じます。

#### 協議第21-17号 その他事務事業の取扱いについて

(内田会長)

続きまして日程第10、協議第21-17号 その他事務事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から、議案の説明と協議項目に関する資料の説明をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案の68ページになります。

協議第21-17号 その他事務事業の取扱いについて（協定項目21-17）。

その他事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年10月22日提出、檜山北部3町合併協議会会長、内田東一。

協議第21-17号 その他事務事業の取扱いについて、事務局より説明をさせていただきます。

議案の70ページをお開き願います。

名誉町民表彰につきましては、大成町と北檜山町が制度を設けており、特典や待遇に差異がございますことから、合併時に再編する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、名誉町民表彰については、合併後に再編する、としております。

議案の71ページをお開き願います。

町表彰につきましては、大成町が11月1日実施、瀬棚町と北檜山町が11月3日に実施をしております、実施時期が異なっております。また、選定方法や表彰の方式にも違いがございます。各町の表彰につきましては新町に引き継ぎをいたし、選定方法、表彰方法、時期について、合併後に新町において再編する方向で調整をしております。なお、町職員、広域行政組合及び一部事務組合の職員は表彰をしない方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、町表彰の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1、表彰実績は、新町に引き継ぐものとする。
- 2、選定方法、表彰方法、時期については、合併後、新町において再編する。
- 3、町職員、広域行政組合及び一部事務組合の職員は対象外とする、としております。

議案の72ページをお開き願います。

優良勤労青少年表彰につきましては、大成町と北檜山町が制度を設けております。表彰内容、方法、時期が異なっておりますので、合併後に再編する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、優良勤労青少年表彰については、表彰の内容、方法、時期について検討し、合併後、新町において再編する、としております。

議案の73ページをお開き願います。

情報公開条例につきましては、大成町はだれでもが公開請求をすることができますが、瀬棚町と北檜山町は町に住所を有する方を対象としております。また、公開請求に要する費用にも違いがございますので、条例整備に合わせて公開請求の範囲など見直しを図り、新町において新たな情報公開条例を制定する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、情報公開条例については、例規整備に合わせ全体的に見直し、合併後に再編する、としております。

議案の74ページをお開き願います。

大成町は広報紙の発行、各種お知らせの配付などを行うため、区長制度を設けて対応しているところでございます。他の町は、自治会・町内会等で対応している現状でございます。大成町内の町内会組織が全地区に設置されている状況にはございませんので、現行の制度を活用せざるを得ないこととなります。このため、行政連絡員制度として見直しを図ることとしております。また、合併

特例区設置により行政機関に区長が設置されることとなりますので、現在使われている「区長」の名称を変更する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、大成町の区長制度については、合併後に行政連絡員制度として、名称も含め見直しを図るものとする、としております。

議案の75ページをお開き願います。

出生祝い金支給制度につきましては、交付内容に各町差異がございますので、第1子から適用されます北檜山町の制度に統一する方向で調整をしております。

調整の内容はと申しますと、出生祝い金支給制度については、合併時に北檜山町の例により統合する、としております。

議案の76ページをお開き願います。

指定金融機関につきましては、大成町は檜山漁協、瀬棚町と北檜山町は渡島信金となっており、指定金融機関が異なっております。また、口座振替手数料にも各町差異がございます。基本的には渡島信用金庫を指定金融機関とすることとし、条件整備を進めていく考えとしております。現行では3町の出納窓口それぞれの金融機関から職員が派遣されておりますので、渡島信金を指定した場合に、現行どおり窓口派遣対応が可能なのか、さらには手数料の額をいくりにするのかなど条件整備をするため、合併時まで調整していく方向としております。収納代理金融機関及び収納代理郵便官署につきましては現在、3町で取り扱っております金融機関、それとこの中に檜山漁協も含める方向といたしまして、それらの金融機関が取り扱いできるように調整することとしております。

調整の内容はと申しますと、指定金融機関等については、次のとおりとする。

1、指定金融機関については、渡島信用金庫を基本とし、手数料の統一、出納窓口派遣などの条件整備も含め、合併時まで調整する。

2、収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、住民の利便性を考慮し、合併関係3町において従来取り扱ってきたすべての金融機関とするよう、合併時まで調整する、としております。

議案の69ページには、ただいまご説明いたしました事務事業ごとの調整の内容を取りまとめたものを一覧で掲載させていただきましたので、後ほどお目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

#### (内田会長)

それでは、説明が終わりました。

その他事務事業の取扱いについての調整案につきましては、行財政専門部会と幹事会で調整案として検討をいたしました原案をたたき台にして、協議に入らせていただきたいと思います存じますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、調整案を各委員に配付をいたさせます。

(調整案配付)

(内田会長)

ただいまお配りした調整案の内容につきましては、先ほど事務局が説明をいたしました内容と全く同様でございますので、朗読を省略いたしたいと思えます。

それでは、この調整案についてご意見をいただきたいと存じます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、特にご意見がないようですので、調整案については、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

ご異議なしと認め、原案のとおり決定をいたしたいと存じます。

それでは、本日の議事日程に上げられました協議事案につきましては、終了させていただきたいと存じます。

その他

(内田会長)

そのほか、事務局からお知らせ事項があります。

(道高事務局長)

大変ご苦労さまでございました。

この後、新町名候補選定小委員会を開催をしたいと思えますので、委員会の皆さんはそのまま、引き続きご出席のほどお願いしたいと思います。

そしてまた、今度11月の合併協議会の予定でございますけれども、11月は第4ということでございましたけれども、今の流れから申しますと、11月10日に第11回目の合併協議会を開催したいというふうに考えております。場所は、瀬棚町民センターで開催したいということでございます。このときには、今日いたしました新町建設計画の関係、それから建設計画小委員会の追加関係の結果報

告といったものが上程されると思います。

11月は、先ほどダイジェスト版の原案について説明いたしましたけれども、これにつきましてこの10日に最終的に協議会にお示しし、決定いたしまして、そしてその後各町の住民の皆さん方に配付をしていきたいと。後半、合併協議会主催で、各町1カ所ずつ合併協議会として説明会を開催していきたいというふうに思っております。11月中に、下旬になりますでしょうか、そういう予定でおります。

12月に入りますと、12月7日に第12回の合併協議会を北檜山町の健康センターで開催したいということございまして、この日が最終的、最後の協議会、協定項目の確認といたしますか、そういったものもあります。12月7日、これが第12回目の協議会ということで開催をしたいというふうに思っています。できれば、合併調印式もこの日に行いたいという考えでございます。

そして、この合併調印式が終わりますと、12月の各町の定例会に、合併協定書に関する議決をそれぞれご提案をしていただきたいということでございます。そして、各町が議決をいただいたならば、1月15日ぐらいに知事の方に合併申請をしてまいりたいという、事務局としてのスケジュールを今、立てているところでございます。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

**(道高事務局長)**

11月の協議会については、第4週とあるのを、11月10日に繰り上げまして開催させてもらいたいというふうに思っています。

**閉 会**

**(内田会長)**

それでは、本当に皆さん方お忙しい中、本日第10回の3町の合併協議会にご出席をいただきまして、いろいろと皆さん方からご意見をいただきましたが、その中で原案のとおりご承認をいただきましたことを、改めてお礼を申し上げたいと思います。

いよいよ、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、あとわずかでの協議会も最終を迎えることとなります。どうかひとつ最後まで町民の皆さん方の負託にこたえられるように、そういう協議会であることを心から祈念をいたしまして、本日の閉会のごあいさつといたします。

まことにありがとうございました。

(午後4時40分)